

プレ公示案件への質問回答

【競争参加者様へ：留意点】

プレ公示段階での質問回答での回答内容は、企画競争説明書／入札説明書の段階で変更の可能性があります。

2023年4月12日 更新

質問者記入欄				JICA記入欄		
公示予定日	調達管理番号	案件名	担当部・課	質問内容	回答	回答日
2023年4月12日	22a00989000000	南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)	南アジア部南アジア第一課	官庁統一資格Cを有する日本企業による100%出資の外国子会社法人がプライムで受託は可能か？	共同企業体の代表の社が全省庁統一資格を有する必要があります。 競争参加資格の詳細については、下記の別添資料12を参照くださいませ（該当は45ページ）。 コンサルタント等契約における プロポーザル作成ガイドライン <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/g1krjk0000006cf5-att/proposal_guidelines_202204.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/g1krjk0000006cf5-att/proposal_guidelines_202204.pdf</a>	2023年4月12日
2023年4月12日	22a00989000000	南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)	南アジア部南アジア第一課	そのような外国子会社法人と日本法人のJVでの応札は可能か？ ※質問いただいた内容の一部を、一般化して編集しました。	上記No.1の回答を参照くださいませ。	2023年4月12日
2023年4月12日	22a00989000000	南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)	南アジア部南アジア第一課	プライム受託コンサルから見ての再委託に関する制約の有無（主たる業務の再委託不可、再委託費の上限など）	再委託を認める業務については、企画競争説明書にて範囲を指定します。 その他、再委託についての詳細は、下記のガイドラインを参照くださいませ。 コンサルタント等契約における 現地再委託契約ガイドライン。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_202210_guide.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_202210_guide.pdf</a>	2023年4月12日
2023年4月12日	22a00989000000	南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)	南アジア部南アジア第一課	日本法人が受託した場合を想定した国外10人月、国内7人月の工数について、海外企業が受託した場合どうなるか？	No.1で説明したとおり、共同企業体の代表の社は全省庁統一資格を有する必要があります。 業務従事者の一部が海外居住の場合の扱いは、以下のガイドラインの3ページを参照くださいませ。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_202204.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_202204.pdf</a> その他の詳細は公示の時に公開される企画競争説明書を参照くださいませ。	2023年4月12日
2023年4月12日	22a00989000000	南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)	南アジア部南アジア第一課	コンサルタントの単価についても国内と想定が異なるか	コンサルタントの報酬については、下記のガイドラインを参照くださいませ。 コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの3ページです。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_202204.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_202204.pdf</a>	2023年4月12日